

請願第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員
会に付託いたします。

○議長(末次性男君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会で審直のため、明十三日から二十三日までの十一日間休会とするに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって明十三日から二十三日までの

十一日間を休会とするに決定いたしました。

なお今回の本会議は、六月二十四日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時五十分 散会

第二回福生市議会 定 例

会会議録(第十号)

昭和五十六年六月二十四日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番 石川 慶一郎 君	二番 仲村 清信 君
三番 加藤 謹之助 君	四番 高水 惣八 君
五番 東浦 春浪 君	六番 村尾 栄次 君
七番 森田 治男 君	八番 山崎 繁三郎 君
九番 小野 沢久 君	十番 遠藤 洋一 君
十一番 原 敏子 君	十二番 松山 清 君
十三番 小林 菊三 君	十四番 村野 武男 君
十五番 鈴木 藤次郎 君	十六番 貫井 喜代次 君
十七番 田村 市郎 君	十八番 東田 正治 君

議七十一
陳
請二
請三
請四
第二定
第三目
議五十三
議五十四
議五十五
議五十六
議五十七
議五十八
議五十九
議六十

十九番 宮沢良一 君
二十一番 末次性男 君
二十三番 関米吉 君

二十番 指田保雄 君
二十二番 塩野鉄之助 君
二十四番 君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十二番 小堺仁七 君

一 欠員は次のとおりである。

なレ

第二回新市市議会 会合議殿(第十号)

一 議会議務局職員は次のとおりである。十六平新市市国員對策財団評議会協議会

議事 議長 市川昭利 君 臨事速 川久保友子 君
副議長 木田進 君 係長 市川昭利 君 記事務 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	田村匡雄 君	助役	古谷徳男 君
収入役	高水求 君	教育長	森田猛 君
企画財政部長	生子国利 君	総務部長	浅見裕康 君
市民部長	井上久男 君	福祉部長	田村忠雄 君
建設部長	内田和雄 君	教育次長	八木房雄 君
監査委員事務局長	森田武 君	選挙管理委員長	篠崎寛 君
参事	森田武 君	会事務局長	篠崎寛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十六年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十四日（水）午前十時

日程第一

議案第三十九号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二

議案第四十号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第三

議案第四十一号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四

議案第四十二号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五

議案第四十三号 福生市消防団条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第六

議案第四十七号 昭和五十六年度福生市一般会計補正予算（第二号）（審査報告）

日程第七

議案第四十八号 昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

（第一号）

（審査報告）

日程第八

議案第四十九号 昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第九

陳情第一号 国鉄運賃値上げ反対・総合交通政策の確立に関する陳情書（審査報告）

日程第十

請願第四号 老人医療制度の後退反対・現行制度の改善要求に関する請願書（審査報告）

日程第十一

陳情第一号 市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

日程第十二

陳情第二号 町会等の会館建設費等の補助金増額に関する陳情書（審査報告）

日程第十三

請願第二号 米軍横田基地の立入調査要求に関する請願書（審査報告）

日程第十四

請願第三号 「核」の疑惑と不安に対して横田基地への市民による「立入調査」での真相究明に関する請願書（審査報告）

日程第十五 請願第四号

「立入調査」の真味究明に関する請願書（審査報告）
非核三原則を堅持し在日米軍横田基地に対する国と関係自治体による立入調査に関する請願書（審査報告）

日程第十六 議案第七十六号

福生中央排水区S-五十六その一工事請負契約

日程第十七 議案第七十七号

西住宅地区周辺排水路（シールド部その二）工事請負契約

約

日程第十八 議案第七十八号

都市農業確立・市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する意見書

日程第十九 議案第七十九号

老人医療制度の改善に関する意見書

日程第二十 議案第八十号

郵便貯金の現行制度の存続を求める意見書

日程第二十一 議案第八十一号

都立保育園の市町移管問題に関する意見書

日程第二十二 推せん第一号

福生市農業委員会委員の推せんについて

日程第二十三 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十四 特定事件の継続調査について

午前十時二分 開議

○議長（天次性男君）

ただいまから昭和五十六年第二回福生市議会定例会第三

三日目の会議を開きます。

○議長（天次性男君）

お蔭で報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（小林田議会議事務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、意見書の受理について（別添参照）

三、昭和五十六年四月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（天次性男君）

以上で報告は終わりました。

○議長（天次性男君）

本日の議事運営については、議会運営委員会におき、検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君登壇）

○議会運営委員長(小林菊三君)

御指名をいただきましたので、来る十九日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

まず日程の順序につきましては、すでに各委員会において審議されました審査報告書を取初にお願いをいたし、次に市長から追加送付されました議案、各議員から提出された意見書をお願いをいたし、農業委員の推薦議案を含めて、お手元に御配付の順序でお願いすることになりました。

また議案の取り扱いにつきましては、市長から送付されました議案も急施を要する案件であり、他の議案は審査報告、意見書等でありますのですべて即決をお願いすることといたしました。なお日程第三、日程第四については一括上程することと委員会は決定しております。

次に全員協議会でございますが、理事者から申し入れがありますので、本全日程終了後に予定しておりますので、あらかじめお含みおきを願いたいと思っております。

以上でございますが、本日の会議がスムーズに運営できますことを心からお願いを申し上げまして、報告をいたします。

○議長(末次性男君)

ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いをいたします。

○議長(末次性男君)

これより日程に入ります。

日程第一議案第三十九号福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 来る六月十五日の日に総務委員会を開きました。その審査報告の模様をこれからいたします。

御指名がございましたので、議案第三十九号につきまして、委員会における審査概要について御報告をさせていただきます。

なお、お手元にご覧いただけます審査報告書の朗読は省略させていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

まず本会不審直の冒頭にありまして、担当課長より内容説明を受けました後、質疑を行ったのでありますけれども、その主なるものを申し上げますと、報酬等の人件費と当初予算において措置できないものかどうか。つまり補正というふうなことをしなないでというふうな意味でございます。

それから二番目につきましては、四月一日に従来適用しておたのであります。それを六月一日というふうに今回適用になったことについてのその理由。また、諮問を行うに当たって市長の諮問機関に意向等は伝えられてゐるか、そういった問題。

また三といたしましては、毎年改正されてきたのは一体いつごろからなのかと、そしてまた予算に占める人件費の割合は一体どの程度が理想とされているか。

また四番といたしましては、職員の平均年齢は大体どのくらいであつて、昨年度における一般職員の給与引き上げはどのくらいであつたのか。そしてまた二十六市中における福生市の議員報酬の順位はどのくらいであるのか。

大きく分けますと大体このくらいの四点ではないかと思ふのでありますけれども、まずその一番の問題でございますが、原則的にはもちろん人こういた報酬等も人件費として当然当初予算で措置しておくことが望ましいものであるけれども、しかしなが

ら、人事院勧告や、あるいはまた経済状況の変動等、そういったもので補正というにとりやむを得ない、こういう答弁が返つてきたわけであります。

また二つ目の四月一日を六月一日に適用にしたといったようなことですが、これは報酬審議会の審議の背景には一般世論というものが相当強く反映しておつて、審議会の見解としては議員や理事などについては職員と同様でなくて、答申の出した日から一番近い時期でよいではないかという、そういった議論が優先いたしました。理事も側面としたしましては六月一日適用という答申の意向を尊重してこのようにしたと。また、市長の意向は反映しているかという問題でありますけれども、審議会は諮問機関という性格からして、諮問する時点における市民の意見は特に申し上げていない。審査員の自主的判断によつて、総意によつて市長に答申されてゐるといふ状況であるといふ答弁がございました。

それから三番目の問題でございますけれども、これは給与改定というのは毎年行われるようになったのはいつごろかということですが、これは三十九年当時から三年間は地財法適用下であつたために改正は行われなかつたけれども、地財法が明けて四十三年、四十四年と改正をし、市制施行の四十五年は改正せずに、四十六年以降は毎年

改正をしてきた。また、これら人件費の自主的財政に占める割合というのは、財政分析上は四〇％以下というのが理想的である。

また四番といましての職員の平均年齢は大体幾つぐらいかという質問ですけれども、一般職、あるいは事務職を含めると三十九歳である。五十五年度における一般職員のアップ率は給与改定としては四・五六％、定期昇給としては三・二％、これは最初二・四％というふうな発言があったんですけれども、訂正発言がございまして三・二％、こういうことである。また議員報酬は二十六市中一体何番目ぐらいかということがありますけれども、これは二十四番目との報告がありました。

その他、特別職とそれから議員との二十六市における順位のアンバランスの問題とか、あるいはまた二十四位といえ市規模を考慮した上では、この二十四番目というのはまあめでた過ぎないかという意見もありましたし、また、このように十年もアップを続けておると、しかも今回一一％も引き上げるといふことは不賛成である、こういったような意見もございまして、つまりは、起立による採決をいたしたところがありますけれども、賛成多数で原案どおり可決することと決定いたしました次第でございまして、よろしく御審議を賜りまして当委員会報告書どおり決定くださいますよう

お願いを申し上げまして、御報告いたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終了いたします。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

まず反対者十二番松山清君。

（十二番 松山 清君登壇）

○十二番（松山 清君） 議案第三十九号福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

反対の理由をいたしまして、総務委員会の中での審議の中でも明らかにいたしましたように、当市の議員報酬は四十六年以降十年連続の引き上げであります。私は、このような毎年引き上げをするというふうなことについて、まず反対いたすものであり

ます。また、現在、議員の報酬がどのような水準にあるのだろうか——二十万五千円——私は一定の水準に求めていると考えております。ちなみに市役所職員が一般職で三十三歳平均で二十万五千円というような状況から見ても、現在の議員の報酬が一定の水準に求めているというふうに考えております。

私も共産党は、議員の報酬が安ければ安いほどよいというような考えを持っているものではありません。少なくとも一定の生活をし、議員活動を積極的に行う、そういうことのできる保障というものは必要であります。

そういう点から見ても少なくとも、当市の現在の議員報酬はそういう水準に近づいているというふうに考えております。

また最後に、報酬改定に至る手続でございますけれども、御存じのように、当市の場合、報酬審議会に諮問をし、その答申を受けておりますが、私はこの報酬審議会の答申というだけではなく、より広く市民の声を聞くということを当然の措置としてとるべきだろうと思います。公聴会やアンケート、その他可能な限り市民の声を聞くというところを行政側としてやはりやる必要があるだろうと思います。そういうことをやはり今後きちっとやるということを要求しつつ、この議案第三十九号

についての反対討論といたします。

○議長（木次性男君）

次に賛成者九番小野沢 久君。

（九番 小野沢 久君登壇）

○九番（小野沢 久君）

議案第三十九号福生市議会の議員の報酬及び費用

并償等に関する条例の一部を改正する条例に対する賛成の討論をさせていただきます。

委員会の中でも二十六市の中における福生市の順位等もいろいろ問題になったわけでございますが、その以前の問題として、私は議員の報酬はいさゝか考へ方はあるかと思いますが、被選挙人、被選挙権を有する者、若しくは議員はだれにでもなれるものでなくてはならない。そして、だれにでもやっていけるものでなくてはならない（「そうだ、がんばれ」と呼ぶ者あり）ということ考へた場合におきまして、ある程度の生活もその中でなくてはならない、そして地域活動をしなくてはならないと考へるわけでございます。そういう点を基本に考えております。

また、今回の答申の中ですが、市長から諮問をいただきまして審議会の中で相当の論議をして、その結論に至ったということ聞いております。審議会が委

員の皆さんもわれわれ議員に豊かな町づくりを一層進めていただきたいと思います。願ひも秘められているのではなかつたかと思ひます。

この答申を謙虚に率直にお受けし、われわれの責務を遂行することが重要ではなかつたかと思ひます。また、この金額についても十分市民の皆さんに御理解をいただけるものと思ひます。

つけ加えますと、議長報酬につきましては、私の考えでございますが、非常にその任務も勤務でございますので、もう少しという気もいたしましたわけでございますが、それをつけ加えて、賛成討論とさせていただきます。

○議長(木下性男君) 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木下性男君) 起立多数であります。よつて議案第三十九号は、委員

会審査報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(木下性男君) 日程第二議案第四十号福生市非常勤の特別職の職員

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報

告を願ひます。

(総務委員長 石川慶一郎君登壇)

○総務委員長(石川慶一郎君) 御指名がございましたので、議案第四十号につき

まして、委員会における審査概要を御報告させていただきます。

なお、お手元にございます審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず担当課長より、本案は別表に定められている各委員会の月額あるいは月額を新市九市の平均を上回っている部分を除き引き上げるとともに、新たに予防接種医や社会福祉協会の委員等を加えようとする内容である旨の説明がございました。

本案につきましては特段にこれといった審議はされはございませんでしたけれども、二、三申し上げますならば、農業委員、土地区画整理委員等は九市

の平均をすでに上回つてゐるためにアップをしないということ。あるいは行政事務連絡委員は二十六市中、当市と稲城市しかないので、これは比較できないので、委員会のアップ率を勘案した上で上げたと。

あるいは、そのほか行政事務連絡員制度に対する質疑、意見等がかなりあったわけでありますけれども、いずれにいたしましても、採決いたしました結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、当委員会報告書どおりに御可決くださるようお願い申し上げます。御報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長のお審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

○十番(遠藤洋一君) いまの審査報告の中で、行政事務連絡員についてはいろいろの論議がありましたというふうに報告されたんですが、内容をかいつまんでぜひ教えていただきたいと思います。

○総務委員長(石川慶二郎君) 実は厚生委員会的な内容だったものですから、ここではちやうどやういふ話が出たということでも申し上げなければならぬ。

つまりあれです。いわゆる町会長さんというのが大きい。ある町会長さんのテリトリーというのはあるくらいだと、ある町会長さんのテリトリーはこんな広いとか、やういうふうな点で費用が同じかどうか。あるいは、たとえば何の看板を市から仮に提供するにも、二本なら二本、三本なら三本というふうに均等に配給されるけれども、やういふような点はどうなのかと、そんなような話でございます。よろしゅうございますか。

(「了解いたしました」と呼ぶ音あり)  
○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

ただいま議題となっております。議案第四十号については、委員会報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)  
○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十号は、委員会審査報告のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 次に、日程第三及び日程第四を一括して上程いたします。